

福祉教育委員会資料

豊橋市動物愛護センター（仮称）基本計画
（案）

令和3年12月20日

健康部 生活衛生課

目次

はじめに	3
第1章 豊橋市における動物の愛護及び管理の現状と課題	
1 動物愛護行政をめぐる豊橋市の現状	4
2 豊橋市において重点的に取り組むべき課題	6
第2章 動物愛護センターの基本的な考え方	
1 動物愛護センターの必要性	7
2 動物愛護センターの基本コンセプトと機能	8
3 動物愛護センターにおける取り組み	9
第3章 施設整備等の基本方針	
1 施設整備の基本方針	14
2 設置場所の基本方針	15
3 施設配置（ゾーニング）の基本方針	16
第4章 設置及び管理	18

はじめに

近年、犬や猫などのペットに癒しや安らぎを求める人が増えており、ペットを家族の一員としてとらえ、「共に生きる」という意識が高まっています。また、動物とのふれあいを通じて、「命の大切さ」や「命あるものへの思いやり」について考えることは、子どもたちが心豊かに育つ上で重要であると言われていいます。その一方で、動物の放し飼いによる危害、鳴き声・ふん尿など飼い主の不適正な飼養に対する苦情、野良猫の世話に関する地域トラブル、動物の安易な飼育に伴う飼育放棄や遺棄・虐待等、多様な問題が生じています。

そのような中、本市では、令和元年10月に「豊橋市動物愛護管理推進計画」を策定し、基本理念に「人と動物が共生する住みよいまち豊橋」を掲げ、その実現に向けて動物の愛護及び管理の推進に計画的に取り組んでいます。

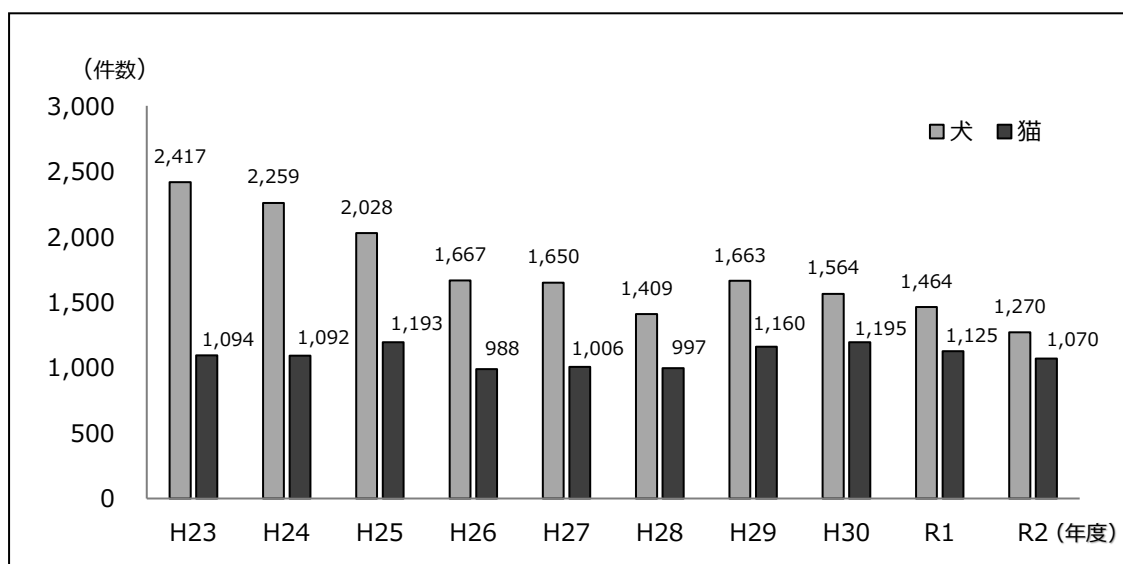
本基本計画は、本市の動物の愛護及び管理に関する施策の推進の総合的な拠点となる動物愛護センターについて、その必要性を整理したうえで、動物愛護センターの基本コンセプトや施設整備等の基本方針を明らかにするものです。

第1章 豊橋市における動物の愛護及び管理の現状と課題

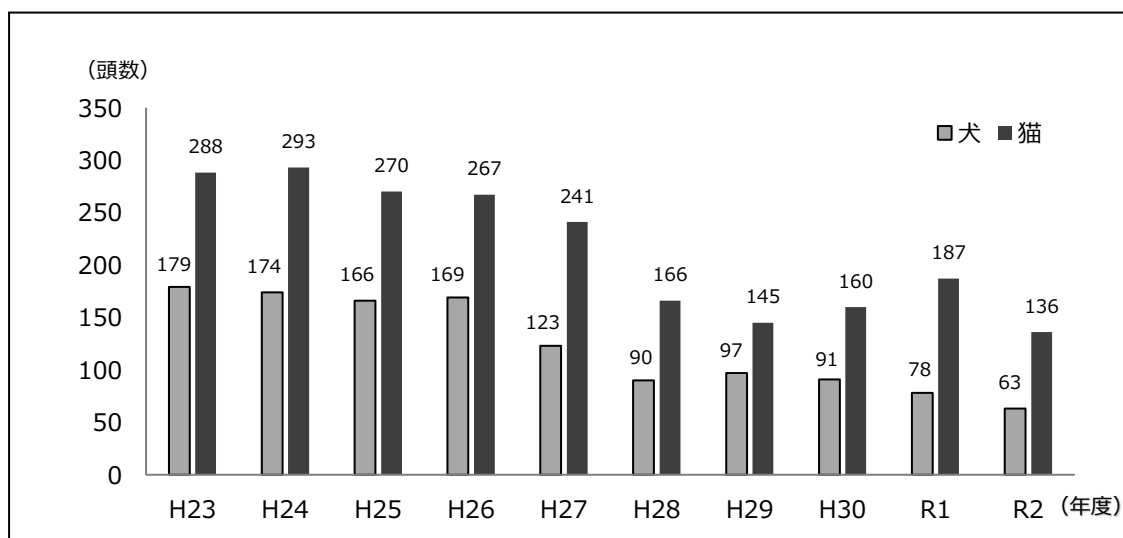
1 動物愛護行政をめぐる豊橋市の現状

保健所には、市民から犬や猫に関して多くの苦情、相談が寄せられています。過去10年間で、犬は減少傾向、猫はほぼ横ばいとなっていますが、依然として多い状況です。犬と猫ともに苦情で多いのは「鳴き声・ふん尿」に関する内容、相談で多いのは「行方不明」に関する内容です。苦情等の多くは、飼い主の知識不足やマナーの欠如による不適切な飼養や管理に起因するものですが、その一方で、動物を飼っていない近隣住民の動物への理解不足から苦情につながっている事例も一定程度あります。

犬・猫に関する苦情・相談件数

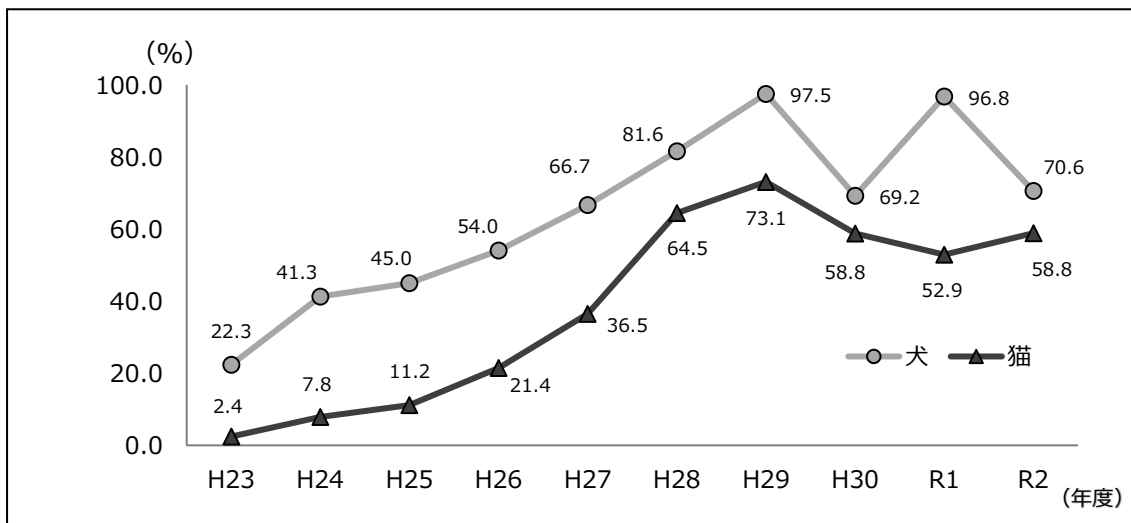


犬・猫の保護収容及び引き取り数 (合計)

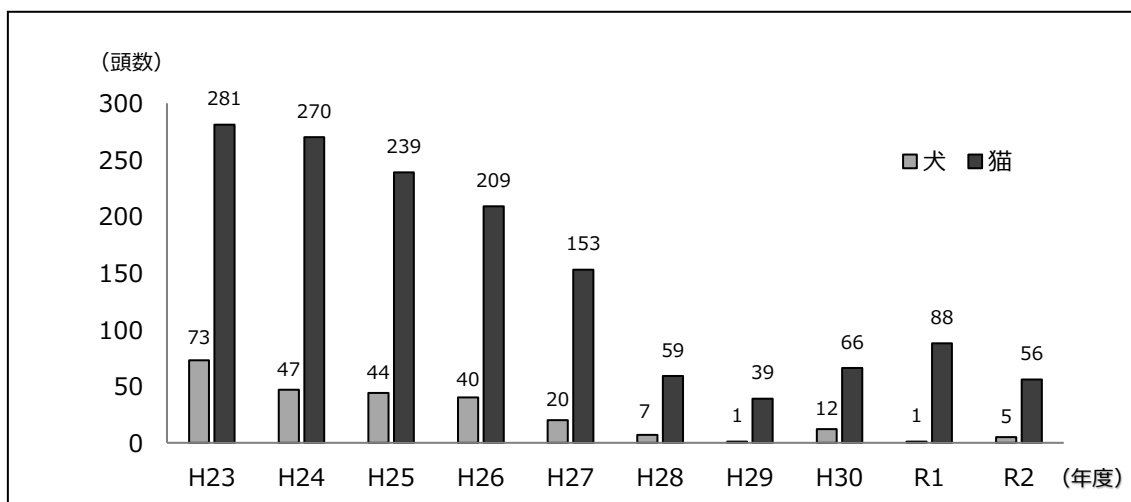


犬や猫の保護収容及び引き取り数は、野犬の減少や地域の野良猫問題に対する市民ボランティア等の活動により、共に減少傾向にあります。猫の引き取り数は犬と比較して多く、そのほとんどが野良猫の子猫です。譲渡率は、積極的な譲渡推進により向上しましたが、ここ数年は横ばい状況にあり、殺処分数も、保護収容及び引き取り数の減少と譲渡率の向上により減少していますが、依然として年間数十頭の猫が殺処分となっています。これは、引き取りの大半を占める野良猫の子猫の飼育施設がないため、十分な温度管理等ができず、引き取り後に死亡する個体が多いことによるものです。

犬・猫の譲渡率



犬・猫の殺処分数



殺処分の分類（環境省）

- ① 譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③ 引き取り後の死亡

2 豊橋市において重点的に取り組むべき課題

動物が人の生活に深く関わる現代社会において、人と動物が共生する社会の実現のため、以下の課題に対応していく必要があります。

- (1) 動物を飼っている人や飼っていない人、動物を好きな人や苦手な人を含めた、あらゆる世代の市民等に、動物の愛護及び管理に対する理解を広く浸透させること
- (2) 犬や猫の引き取り数を減らすため、飼い主による終生飼養を徹底し、みだりな繁殖を防止すること
- (3) 保護収容した動物や引き取りをした動物を動物福祉*に配慮しながら良好な健康状態で飼養し、譲渡へ繋げることで可能な限り殺処分の数を減少させること
- (4) 飼い主のいない猫による生活環境への被害を防止するため、地域住民等に地域猫活動*への理解を浸透させること
- (5) 近い将来、必ず起こるとされている南海トラフ地震や近年全国各地で発生がみられるような大規模災害時において被災動物の救護等に迅速に対応すること
- (6) 動物の愛護及び管理に関する取り組みは広範かつ多岐に渡っていること、また、動物に関する苦情、相談の多くは地域に密着したものであることから、関係団体等との連携・協働を図ること

* 動物福祉

動物を快適な環境のなかで飼養し、痛みやストレスといった苦痛を最小限に抑えることで、精神的・身体的に十分健康で幸福な状態が保たれていることをいいます。

* 地域猫活動

地域住民の理解と協力のもと、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施したうえで、エサやりやトイレの管理などについて地域でルールを決めて飼養する活動のことです。

第2章 動物愛護センターの基本的な考え方

1 動物愛護センターの必要性

本市の動物愛護行政を取り巻く諸課題の解決に向け、以下の施策を積極的に取り組んでいく必要があり、これらの施策を総合的・効果的に推進していくための拠点施設となる動物愛護センターが必要と考えます。

(1) 動物の適切な愛護及び管理の推進

- ア 動物の適切な愛護及び管理に対する市民等の共通理解の推進
- イ 動物愛護教育の推進
- ウ 飼い主のいない猫対策の推進

(2) 犬や猫の譲渡推進

- ア 譲渡に向けた飼養動物の適切な健康管理
- イ 新しい飼い主とのマッチング
- ウ 適正飼養及び終生飼養の啓発

(3) 災害時等における的確な危機管理

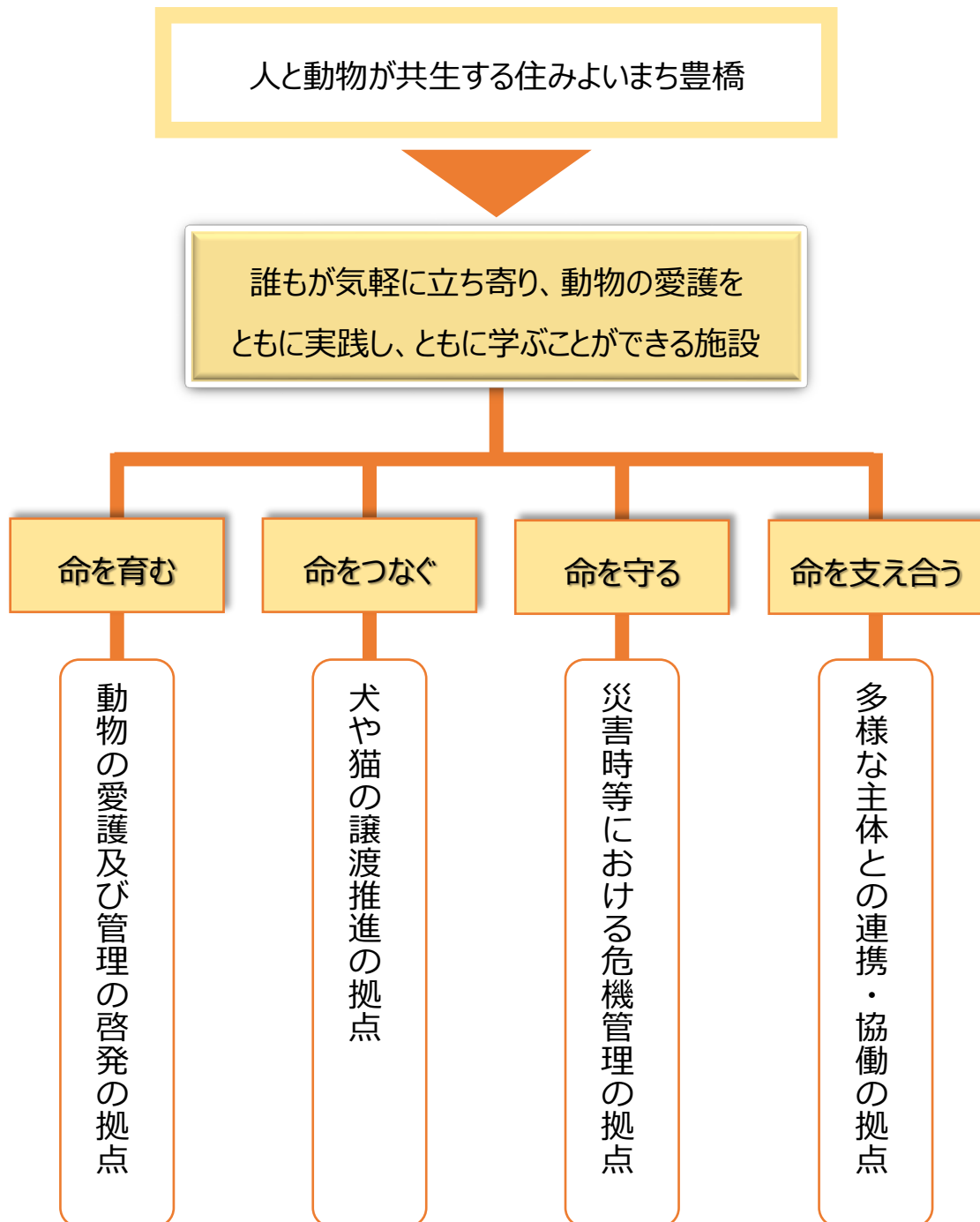
- ア 平時におけるペットの防災対策の推進
- イ 災害発生時におけるペット動物の救護活動
- ウ 動物由来感染症対策の推進

(4) 多様な主体等との連携・協働

- ア 獣医師会、自治会、動物関連企業、動物愛護団体、ボランティア等との連携・協働
- イ ボランティアの育成

2 動物愛護センターの基本コンセプトと機能

「豊橋市動物愛護管理推進計画」の基本理念である「人と動物が共生する住みよいまち豊橋」の実現に向けて、「誰もが気軽に立ち寄り、動物の愛護をともに実践し、ともに学ぶことができる施設」を基本コンセプトに、「命を育む・つなぐ・守る・支え合う」のキーワードに対応した、4つの拠点機能を備えます。



3 動物愛護センターにおける取り組み

動物愛護センターで実施する取り組みを機能ごとに整理します。

～命を育む～

動物の愛護及び管理の啓発の拠点としての取り組み

動物に対する愛護及び管理の考え方は個々において様々ですが、動物も人と同じ命あるものとして尊重し、共に生きていく存在であることから、動物の愛護及び管理について共通した理解が必要です。そのため、動物を飼っている人も飼っていない人も含め、広く市民が動物に関して理解を深められるよう、普及啓発を行います。また、動物愛護教室や動物福祉に配慮しながら犬や猫とふれあえる体験教室など、動物への正しい接し方や命の大切さを学び、思いやりの心を育める場を提供します。

— 想定する主な取り組み —

① 適正飼養・終生飼養講習会の開催

飼い主に対し、その責務として動物の適正飼養や終生飼養等の普及啓発を行います。また、飼い主のいない犬や猫を増やさないため、不妊去勢手術の実施によるみだりな繁殖防止や所有者明示の必要性について周知啓発します。

② しつけ方・飼い方教室の開催

飼い主に対し、基本的なしつけやマナーを学べる動物を伴った実践型の教室を実施します。また、動物を飼っていない人も含めた多くの人を対象に、動物の習性を理解し、動物との正しい接し方等を学べる場を提供します。

③ ふれあい教室の開催

動物を飼っている人も飼っていない人も含めた多くの人を対象に、動物の習性を理解し、動物との正しい接し方を学ぶため、動物福祉に配慮した動物にストレスのかからない範囲において、命に触れ、命を感じながら学べるふれあい教室を実施します。

④ 動物愛護教室の開催

主に子どもたちを対象に、人と動物との関わりを通して、命に対する責任について学習し、引いては社会における人と人とのつながり、思いやりの心に結びついていけるような教室を開催します。また、保育園や学校と連携を図り、訪問型のふれあい教室や出前講座などによる動物愛護教育についても推進します。

⑤ 地域猫活動の推進及び支援

飼い主のいない猫による被害をなくすため、自治会ははじめ地域住民に対し、地域猫活動について周知啓発し、支援を行います。

⑥ 苦情相談対応・監視指導の実施

市民等から寄せられる苦情や相談に対する現地調査を行い、動物の不適正な飼養を行っている飼い主へ必要な指導をします。

～命をつなぐ～

犬や猫の譲渡推進の拠点としての取り組み

保護収容や引き取りをした動物の健康管理や負傷動物の治療を適切に行い、動物福祉に配慮して飼養します。これらの動物は、終生責任を持って飼養管理できる飼い主への譲渡を推進し、殺処分を可能な限り減らします。また、飼い主のいない動物が増えないようにするため、飼い主に対し、不妊去勢手術の実施や所有者明示等の周知啓発を行うほか、地域猫活動の推進及び支援を行います。

— 想定する主な取り組み —

① 動物福祉に配慮した適正な飼養管理

動物種に適した収容室を設け、一定の運動が必要な動物については、適切な運動ができるよう配慮します。また、健康診断や毎日の観察など動物ごとの健康管理及び衛生管理を適切に実施し、感染症対策を十分に行います。負傷した動物を保護収容した場合は、適切に処置します。

② 授乳子猫の飼育

引き取りをした猫のほとんどが、母猫から離れてしまった栄養状態の悪い自活できない子猫であり、飼育中に死亡するものが多くあります。これらの子猫は、温度管理等を集中的に行うことで生育することが可能であるため、専用の飼育室を設け、適切に管理し、譲渡に繋がめます。

③ 動物の返還

保護収容した動物は、ホームページによる情報提供等により飼い主への返還を図ります。返還時には、飼い主に対して、動物の逸走を繰り返さないよう飼養管理について指導します。

④ 動物の譲渡

保護収容し、飼い主に返還できなかった動物や、やむを得ず引き取りをした動物について積極的に譲渡していきます。動物が新しい飼い主のもとで円滑に暮らせるよう基本的なしつけを実施し、職員等と日常的にコミュニケーションをとることで社会性を身につかせます。また、譲渡希望者と譲渡動物との相性が良いことが重要であるため、事前にマッチングによる確認を行います。

⑤ 譲渡講習会の実施

譲渡希望者に事前に動物の習性や飼い主の責務等を十分に理解してもらうため、動物の適正飼養及び終生飼養について譲渡前に講習会を実施します。

～命を守る～

災害時等における危機管理の拠点としての取り組み

災害時における動物対策の拠点として、平時からペットの防災対策の啓発を行うとともに、災害用物資を備蓄します。大規模災害が発生した際には、被災動物を保護収容します。また、動物由来感染症対策にも取り組みます。

— 想定する主な取り組み —

① ペットの防災対策の啓発

災害時に飼い主が適切な対応ができるよう、平時から動物のしつけ、所有者明示、健康管理を行い、動物との同行避難を迅速に行うために必要な物品等の準備について周知啓発します。

② 災害用物資の備蓄

大規模災害に備え、ケージやフード、動物救護活動に必要な物資等を備蓄します。また、災害時には、支援物資の受け入れ等を行います。

③ 災害時の動物救護

災害時には、放浪動物による人への危害防止のため、迅速に保護収容します。また、負傷動物を救護します。

④ 動物由来感染症対策の推進

動物由来感染症について情報収集し、市民等に対し正しい情報を発信します。とくに、狂犬病の人への感染に対する危険性や国内侵入のリスク等について周知を徹底し、犬の登録及び狂犬病予防注射接種率の向上を図ります。また、放浪犬がいた場合には、捕獲・抑留し、適切に対応します。

～命を支え合う～

多様な主体との連携・協働の拠点としての取り組み

動物の愛護及び管理の啓発、譲渡の推進、災害時における対応及び地域猫活動の推進等の様々な施策を効率的、効果的に推進するため多様な主体と連携・協働します。

— 想定する主な取り組み —

① 多様な主体と連携・協働する機会の創出

獣医師会、自治会、動物関連企業、動物愛護団体、ボランティア等と情報共有や意見交換を行い、連携・協働を図ります。

② ボランティアの育成

ボランティアの活動分野は様々であり、地域の実情や個人の特性に合わせて活動できるようボランティアの育成を行い、情報交換会や研修会を開催します。

第3章 施設整備等の基本方針

1 施設整備の基本方針

市民の理解と協力を得ながら4つの機能を果たし、それぞれの取り組みを効率的、効果的に実施していくため、以下の6つを施設整備の基本方針とします。

(1) 市民が親しみやすく、訪れやすい施設整備

- ・ 多くの市民等が気軽に訪れやすく、動物を身近に感じられる施設とします。
- ・ ユニバーサルデザインを導入し、誰もが安全に利用でき、親しみをもてる施設とします。

(2) 動物について理解を深められる施設整備

- ・ あらゆる世代の市民等が、動物愛護について学べる空間を創出します。
- ・ 多様な主体と連携・協働した取り組みがしやすい施設とします。

(3) 災害に強い施設整備

- ・ 建物は耐震性を備え、災害用備蓄品を保管できる場所を設けます。
- ・ 被災動物の収容に対応できる施設とします。

(4) 動物福祉に配慮した施設整備

- ・ 収容室等は、動物にストレスがかからないよう適切な空間を設け、衛生的に管理できる構造とします。

(5) 周辺的生活環境に配慮した施設

- ・ 動物の逸走防止対策を適切に行うとともに、鳴き声や臭い等に配慮し、防音・防臭効果の高い建物構造とします。

(6) 地球環境に配慮した施設

- ・ 令和3年11月に宣言した「ゼロカーボンシティとよはし」を踏まえ、地球環境に配慮した施設とします。

2 設置場所の基本方針

動物愛護センターの設置場所は、基本コンセプト及び施設整備の基本方針を踏まえ、以下の立地条件を前提に、検討を進めます。

(1) 市内各所からのアクセスのよい場所

- ・ 公共交通機関や車による来所に適していること
- ・ 子どもから高齢者まで広く市民が利用でき、関係団体やボランティアが集まりやすい場所であること
- ・ 動物愛護啓発や教育活動及び譲渡の機会を増やすため、多くの市民等が集まりやすい場所であること
- ・ 動物の保護収容や相談・苦情対応が迅速に行える場所であること

(2) 災害対策の実施に適した場所

- ・ 災害時の拠点として自然災害の影響を受けにくい場所であること
- ・ 災害時に動物救護や物資集積場所として活用できるスペースが確保できること

(3) 関係部署と連携しやすい場所

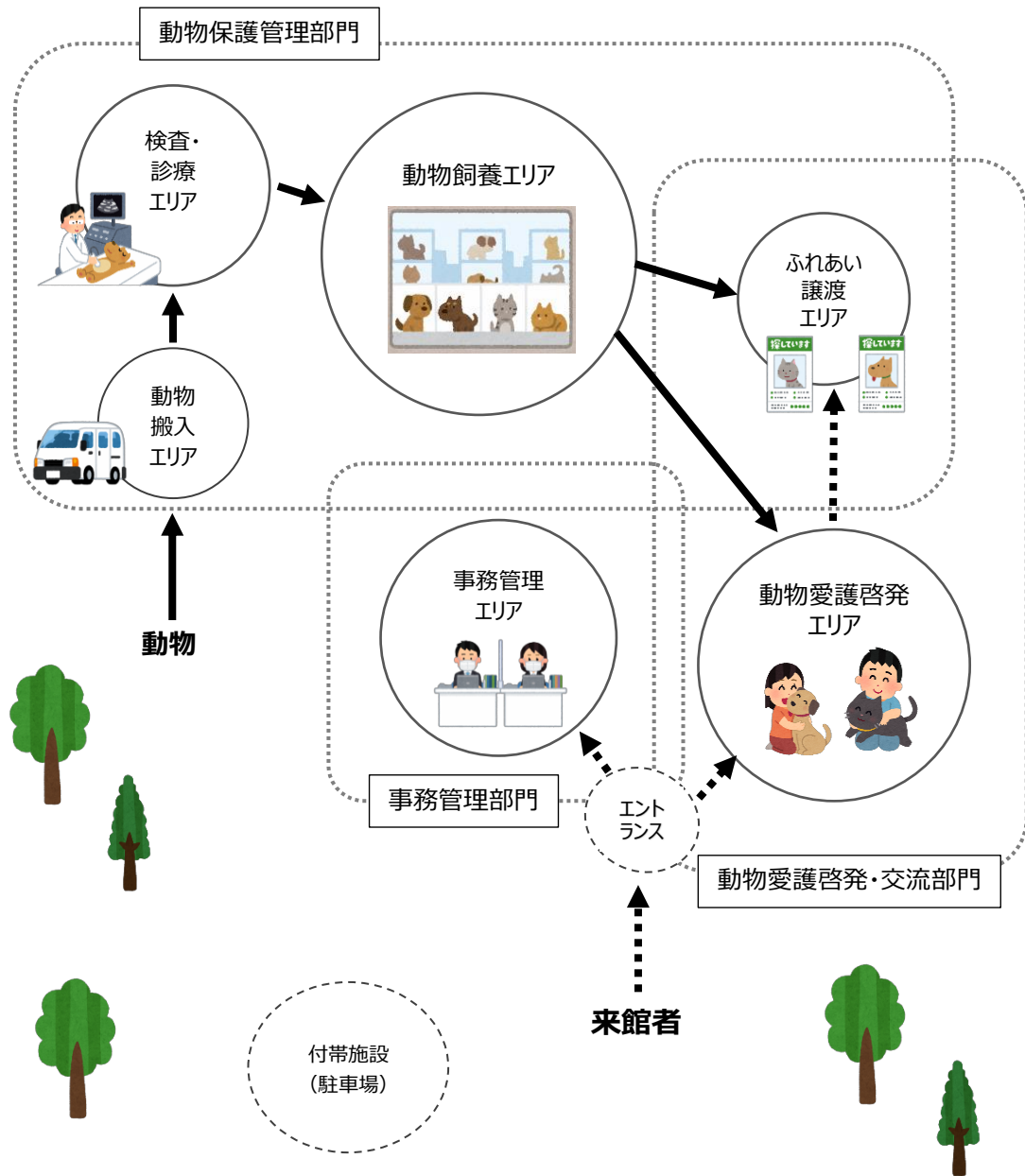
- ・ 災害時に獣医師職員をはじめとした関係職員の応援体制がとりやすい場所であること
- ・ 動物由来感染症の発生時に、関係部署との連携体制がとりやすい場所であること

3 施設配置（ゾーニング）の基本方針

想定する主な諸室の配置は、来館者及び動物の動線を考慮し、3つの部門と6つのエリアにゾーン分けを行います。各エリアに関連する動物愛護センターの基本コンセプトに対応した4つの拠点機能は下表のとおりです。（8ページ参照）

エリア	想定する 主な諸室	主な用途	拠点機能			
			愛護啓発	譲渡推進	危機管理	連携協働
◆動物愛護啓発・交流部門						
動物愛護啓発 エリア	多目的ホール 研修室 展示・啓発コーナー	動物愛護管理講習会、しつけ方教室等を行う	○	○	○	○
ふれあい譲渡 エリア	譲渡犬猫室 譲渡猫モデルルーム	譲渡する犬や猫の飼養、譲渡希望者との相性確認等を行う	○	○		○
◆動物保護管理部門						
動物飼養 エリア	犬猫収容室 授乳子猫保護室 地域猫保護室 動物洗浄室	保護収容動物の飼養、授乳子猫の育成を行う	○	○	○	○
検査・診療 エリア	検査室 処置室 手術室	保護収容動物の健康診断、負傷動物の処置、地域猫の不妊去勢手術等を行う	○	○	○	
動物搬入 エリア	車庫	動物を搬入する場所で、シャッターにより動物の逸走を防止する		○	○	
◆事務管理部門						
事務管理 エリア	事務室 相談室	受付事務、相談、指導等を行う	○	○	○	○

ゾーニング イメージ図



第4章 設置及び管理

動物愛護センターの業務は、狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律に基づき市の職員が行わなければならない業務が多くあります。また、市民の健康危機管理や緊急対応に深く関わる業務もあることから、施設全体の管理運営は直営で責任をもって行い、清掃や設備点検等の施設の維持管理に係る業務等について個別に委託を検討します。

また、設置場所は早期に決定し、速やかに着手します。